

索引 (法令等対比表)

銀行法施行規則

第19条の2

1.銀行の概況・組織に関する事項	
□ 上位10以上の大株主	22
3.銀行の主要な業務に関する事項	
イ 直近の中間事業年度における事業の概況	1
□ 直近3中間事業年度及び	
2事業年度における主要業務指標	7
ハ 直近2中間事業年度における業務状況指標	
(主要業務状況の指標)	
(1) 業務粗利益・業務粗利益率	30
(2) 国内・国際業務部門別の資金運用収支、	
役務取引等収支、その他業務収支	30,31
(3) 国内・国際業務部門別の資金運用勘定、資金調達	
勘定の平均残高、利息、利回り、資金利ざや	22,30
(4) 国内・国際業務部門別の受取利息、	
支払利息の増減	31
(5) 総資産経常利益率・純資産経常利益率	22
(6) 総資産中間純利益率・純資産中間純利益率	22
(預金関係指標)	
(1) 国内・国際業務部門別流動性預金、定期性預金、	
譲渡性預金その他の預金の平均残高	32
(2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金、	
その他の区分ごとの定期預金の残存期間別残高	32
(貸出金等関係指標)	
(1) 国内・国際業務部門別手形貸付・証書貸付、	
当座貸越、割引手形の平均残高	33
(2) 固定・変動金利別貸出金残存期間別残高	33
(3) 担保種類別の貸出金残高及び支払承諾見返額	33
(4) 使途別貸出金残高	33
(5) 業種別貸出金残高及び貸出金総額に占める割合	34
(6) 中小企業等に対する貸出金残高及び	
貸出金総額に占める割合	34
(7) 特定海外債権残高5%以上の国別残高	34
(8) 国内・国際業務部門別預貸率期末値及び	
期中平均値	34
(有価証券関係指標)	
(1) 商品有価証券の種類別平均残高	35
(2) 有価証券の種類別の残存期間別残高	35
(3) 国内・国際業務部門別有価証券の種類別平均残高	35
(4) 国内・国際業務部門別預証率の期末値及び	
期中平均値	35
(信託業務関係指標)	
(1) 信託財産残高表	40
(2) 金銭信託等の受託残高	40
(3) 元本補てん契約のある信託の	
種類別の受託残高	※
(4) 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	40
(5) 金銭信託等の種類別の貸出金及び	
有価証券の区分ごとの運用残高	40
(6) 金銭信託等に係る貸出金の科目別の残高	※
(7) 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高	※
(8) 担保の種類別の金銭信託等に係る貸出金残高	※
(9) 使途別の金銭信託等に係る貸出金残高	※
(10) 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び	
貸出金の総額に占める割合	※

(11) 中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高	
及び貸出金の総額に占める割合	※
(12) 金銭信託等に係る有価証券の種類別の残高	40
4.銀行の業務運営に関する事項	
ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化	
のための取組状況	2~6
5.銀行の直近2中間事業年度における財産の状況	
イ 中間貸借対照表、中間損益計算書、	
中間株主資本等変動計算書	23~29
□ 貸出金のうち次の額及び合計額	39
(1) 破綻先債権	
(2) 延滞債権	
(3) 3カ月以上延滞債権	
(4) 貸出条件緩和債権	
ハ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金	※
ニ 自己資本充実の状況	41~52
ホ 流動性に係る経営の健全性の状況	※
ハ 次の取得価額又は契約価額、時価、評価損益	
(1) 有価証券	36
(2) 金銭の信託	37
(3) 第13条の3第1項第5号	
イからホまでに掲げる取引	37,38
ト 貸倒引当金の中間期末残高、期中増減額	39
チ 貸出金償却額	39
ヌ 中間貸借対照表等に関する監査証明の旨	7
ル 単体自己資本比率算定に関する外部監査の旨	※
7.将来にわたって事業活動を継続するとの前提に	
重要な疑義を生じさせる事象等への対応策	※

第19条の3

2.銀行・子会社等の主要業務に関する事項	
イ 直近の中間事業年度における事業の概況	8
□ 直近3中間連結会計年度及び	
2連結会計年度における主要業務状況指標	7
3.銀行・子会社等の直近2中間連結会計年度における財産の状況	
イ 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、	
中間連結株主資本等変動計算書	11~21
□ 貸出金のうち次の額及び合計額	39
(1) 破綻先債権	
(2) 延滞債権	
(3) 3カ月以上延滞債権	
(4) 貸出条件緩和債権	
ハ 自己資本充実の状況	41~52
ニ 流動性に係る経営の健全性の状況	※
ホ 2つ以上の異なる事業を営んでいる場合、事業の	
種類ごとの経常収益、経常利益、資産の額	8~10
ト 中間連結貸借対照表等に関する監査証明の旨	7
チ 連結自己資本比率算定に関する外部監査の旨	※
5.将来にわたって事業活動を継続するとの前提に	
重要な疑義を生じさせる事象等への対応策	※

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律

第7条 資産査定公表	39
------------	----

※当行は該当ありません。

索引（法令等対比表）

金融庁告示第7号

自己資本の構成に関する事項

定量事項

1. その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と下回った額の総額 ……41
2. 自己資本の充実度に関する事項
 - イ 信用リスクに対する所要自己資本の額等 ……43
 - ロ 株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額等 …… ※
 - ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額 …… ※
 - ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額等 …… ※
 - ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額等 ……43
 - ヘ（連結）総所要自己資本額 ……43
3. 信用リスクに関する事項
 - イ エクスポージャーの中間期末残高、主な種類別の内訳 …… 44,45
 - ロ 地域別、業種別又は取引相手の別、残存期間別の内訳 …… 44,45
 - ハ 三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高の地域別、業種別又は取引相手の別の内訳 …… 44,45
 - ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中の増減額 …… 46,47
 - ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額 ……47
 - ヘ リスク・ウェイトの区分毎の信用リスク削減効果勘案後の残高並びに1,250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額 ……48
 - ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーについて …… ※
 - チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて …… ※
 - リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー等の直前期における損失の実績値等 …… ※
 - ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー等の長期にわたる損失額の推計値等 …… ※
4. 信用リスク削減手法に関する事項
 - イ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 ……49
 - ロ 保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャーの額 ……49
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
 - イ 与信相当額の算出に用いる方式 ……50
 - ロ グロス再構築コストの額の合計額 ……50
 - ハ 担保による信用リスク削減効果勘案前の与信相当額 ……50
 - ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額 ……50
 - ホ 担保の種類別の額 ……50
 - ヘ 担保による信用リスク削減効果勘案後の与信相当額 ……50
 - ト 与信相当額算出対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額（種類別かつプロテクション購入又は提供別） ……50
 - チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額 ……50
6. 証券化エクスポージャーに関する事項
 - イ 銀行（連結グループ）がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項 …… ※
 - ロ 銀行（連結グループ）が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項 ……51
 - ハ 銀行（連結グループ）がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項 …… ※
 - ニ 銀行（連結グループ）が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項 …… ※
7. マーケット・リスクに関する事項 …… ※

8. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
 - イ 中間（連結）貸借対照表計上額、時価等 ……52
 - ロ 売却及び償却に伴う損益の額 ……52
 - ハ 中間（連結）貸借対照表で認識され、かつ中間（連結）損益計算書で認識されない評価損益の額 ……52
 - ニ 中間（連結）貸借対照表及び中間（連結）損益計算書で認識されない評価損益の額 ……52
 - ホ 株式等エクスポージャーの額等 …… ※
9. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 …… ※
10. 金利リスクに関して銀行（連結グループ）が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 ……52

※当行は該当ありません。